紹介事業者向けソフトが好評

風

マッチングッド株式会社 代表取締役社長 斉藤康輔

人材紹介会社向けパッケージソ フト matchingood (マッチングッド) の企画・販売事業を手掛けるマッ チングッド株式会社の代表取 締役に就任した。

大学在学中、IT・戦略系コ ンサルタント業界の長期イン ターンをインターネットで探す うちに、コンサルティング業 界の人材紹介事業に特化する 株式会社ムービンにたどり着

インターン先のムービンの 社員は当時6人。業務上のデー 夕管理をマイクロソフトのアク セスで行っていたが、「速度が 遅い」「メールが出せない」な どの不便さがつのり、新シス テムの導入を検討することに

東京大学教養学部基礎科学 科で半導体のシミュレーショ ンを学んでいた斉藤氏は、ブ ログラミングやコンピューター システムに精通している。イ ンターンでありながら、同社 では最もシステムに詳しかっ た。そのため社長と同席して 幾つかの紹介事業専用システ ムを検討することになる。

検討の結果は、「自分たち

の要求を満たすソフ トがない」。2005年4 月、自社開発に取りか かる。斉藤氏はシステ ムを作ることだけに没 頭し、3カ月後には早 くも試作版を完成させ た。まずはムービン社 内で使い始める。当初 は、社内用のソフトと して構築していたため 外販はまったく考えて いなかったが、社内評 価が高かったことから 一転して、「システムを

追加して、さらに鍛えていけば売 れるのではないか」と判断した。

プロフィル

2005年3月東京大学卒業

後、株式会社ムービンに入社。

2007年3月マッチングッド設 立、代表取締役社長、現在に

社内で試用を繰り返し、課題を クリアしながら、06年3月に一社 から受注を得て、パッケージソフト・ マッチングッドの販売が実質的に スタートする。しかし、新規参入 で実績がないために、2 社目以降が 続かない。「最初はまったく売れま せんでした」と斉藤氏は振り返る。 営業で顧客から指摘される箇所の システム改善を繰り返す日々が続 いた。2カ月後に、何とか2社目

の受注を獲得することに成功する。 そして半年後、システムの完成 度も徐々に高まり、ようやく月に一

社、二社と受注できるようにな り事業が軌道に乗り始めた。

システム販売を本格化する ため 07年3月にムービンから 独立。マッチングッドを設立 して、代表取締役に就任した。 営業は斉藤氏、開発1人、サ ポート3人の5人体制で運営 する。現在は月に3~4社の成 約があり、07年9月現在、導 入社数は39社に達し、急成長 中だ。 さらに 08 年中には 100 社を目指したい考えだ。

この急成長を支える最大の 要因は何か。パッケージソフ トとしての完成度の高さととも に、やはり斉藤氏の不断の営 業努力が実を結んでいる。キャ スターバックに重いプロジェク ターと大画面のノートパソコン を入れ、顧客から声が掛かれ ば全国各地どこにでも駆けつ ける。事務所に戻ると寸暇を 惜しまず導入セミナーを開催 する。

普段からの心がけを聞くと、 「お客様の声に謙虚に耳を傾け ることです」という答えが返っ

> てきた。顧客の声に耳を 傾け、積極的に良い部 分を取り入れてシステム に反映させていくためだ という。開発からおよそ 2年、改善を繰り返した ことで、試作品とは比較 にならないほど完成度の 高いシステムに仕上がっ

働き詰めの日々が続 くが、休日は趣味のダ イビングで気分を一新 している。「創業1年目 は忙しい上にお金もなく、

仕事以外は何もできませんでした。 最近ようやく半年に一回は潜りに 行けるようになりました」と屈託な

斉藤氏の実直な人柄と一所懸命 さが、同社の事業拡大に直結して

会社概要=マッチングッド株式会社 ▼住所=東京都港区新橋 6-4-3 ル・ グラシエル BLDG.7 5階 ▼ TEL = 050-8882-7781 ▼同社の製品概要・ 導入事例と導入セミナー情報は、http:// www.matchingood.co.jp

②手数料に関する事項 ①取扱い職種の する際、 レームがある。求人案件応募をお断り

(1)

利転

用状況

7

のインターネットの

ならない

ーネットを使っての採用募集、 インターネットの普及により、 事業所の面積の大小を問わない」こと

ŋ

添付して送信するなどの方法をルー

交付漏れの防止に努めなけ

て交付することが義務づけられてお

登録手続が完了した旨のメールに

職業紹介を行う場合については、

個人情報は抹消されているべきで、 えはない。 をしたところ、 したことがあるが求職者登録をした覚 たケースで、 求人条件にマッチしないためお断りし 保護上の問題である」とのク 前回断られた段階で、 後日条件に合致する別件 「以前求人案件に応募 いて応募打診のメール 私

ントの責務である

転職支援サイトの

リットとなっている反 主流となっており、 転職支援サイト経由 経費も高額であるので費用対効果に てチェックする必要がある 人材紹介会社のメ の求職者登

登録意

要であ 極めた上で紹介することがコンサ は、コンサルタントが面談し人物を見 をもって求人企業に紹介するために 性や適正の判断は非常に難 ルタ

かい せずマッチングが行われるケースが多 書類情報だけでは、求職者の人物特 人材紹介の本質は対面行為が重 い。責任

ターネットの活用により職業紹介を行 者及び求職者の希望等を前提に、 であったが、平成13年4月から、

認が必須事項であり意思確認ル

ルを

続が進められる場合は問題 登録者が求人条件にマッチし、

がないが、

確にしておく必要がある

②職安法第32条の13では、 項を記載した業務運営規定等を書

次

イン

求職者登録は、

求職者本人の意思確

実務上の問題点

えている。

求人案件に応募してきた未

うことが可能になった。

これに伴い事業所の許可基準も

である。 たい事由を明確にすることがポイント 瞭に案内するとともに、 こすためには求人案件の内容を簡潔明 云われている。 が集中し返信率は低く、 利点の 転職支援サイト利用の人材紹介会社 優良人材ほどスカウトメール 一つとしてスカウトメール 求職者の関心を呼び起 貴方を推薦 10%前後とも

求人情報などを的確に訴える 転 職支援サイト に自社の 能となってお から

HP へのアクセスも

く話す

いるといえる。